（作業計画）

第十一条　効率的手法導入推進基本調査の作業計画は、現地調査、効率的手法導入推進基本測量並びに効率的手法導入推進基本調査図及び効率的手法導入推進基本調査簿の作成の各作業別に定めるものとする。この場合において、各作業間の相互の関連及び進度を考慮して作成するものとする。

第三章　現地調査

第一節　総則

（総則）

第十一条の二　現地調査は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を調査するものとする。

一　効率的手法導入推進基本測量を地上測量による方式（以下「地上法」という。）により行う場合　街区点に係る標識等及び図上街区点標識等の有無

二　効率的手法導入推進基本測量を空中写真測量又は航空レーザ測量による方式（以下「航測法」という。）により行う場合　基本調査点に対応すると推定される地物等の有無

第二節　街区現地調査

（現地調査図素図等の作成）

第十二条　前条第一号に掲げる場合における現地調査（以下この節において「街区現地調査」という。）は、現地調査図素図及び現地調査図一覧図を作成して着手するものとする。

（削る）

（現地調査図素図の作成）

第十二条の二　現地調査図素図の作成に当たっては、登記所地図に加え、図上街区点の位置座標又は図上街区点間の距離が記載された資料（以下「図上街区点資料」という。）を収集するものとする。

2　現地調査図素図は、都市計画図又はこれに類似する大縮尺の地形図等に、次に掲げる事項を表示して作成するものとする。

一　名称

二　番号

三　縮尺及び方位

四　街区の縁辺部の土地の地番

五　隣接する現地調査図素図の番号

六　作成年月日及び作成者の氏名

七　前項の規定により収集した登記所地図及び図上街区点資料が示す範囲及びそれらの名称

八　前号の登記所地図及び図上街区点資料が示す範囲内に存在する図上街区点のおおむねの位置

（現地調査図一覧図の作成）

第十二条の三　現地調査図一覧図は、現地調査図素図の接合関係を示す図面に次の各号に掲げる事項を表示して、作成するものとする。

一　名称

二　現地調査図素図の番号

三　調査区域に隣接する地番区域の名称

四　作成年月日及び作成者の氏名

（作業計画）

第十一条　第九条第四号の作業計画は、現地調査、都市部官民境界基本測量並びに都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の作成の各作業別に定めるものとする。この場合において、各作業間の相互の関連及び進度を考慮して作成するものとする。

第三章　現地調査

（現地調査図素図の作成）

第十二条　現地調査は、現地調査図素図を作成して着手するものとする。

2・3　（略）

（新設）

（新設）